

岩手県告示第417号

平成23年3月11日からの平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害において、次の地域内に居住していた世帯を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに規定する世帯（以下「長期避難世帯」という。）とする。

平成23年7月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 長期避難世帯の居住していた市町村名及び地域名

市町村名	地域名
釜石市	釜石市鈴子町、大渡町二丁目、大渡町三丁目、大平町三丁目、駒木町、鶴住居町第29地割、箱崎町第12地割及び片岸町第2地割

2 長期避難世帯となった年月日 平成23年3月11日